

## (公社)日本鑄造工学会北海道支部規則

昭和28年6月13日 制定  
昭和41年6月24日 一部改定  
昭和43年6月 7日 一部改定  
昭和50年6月27日 一部改定  
昭和59年6月10日 一部改定  
平成 5年6月 4日 一部改定  
平成 7年7月 1日 一部改定  
平成24年4月19日 一部改定  
平成29年4月21日 一部改定

第1条 本支部は、公益社団法人日本鑄造工学会北海道支部と称する。

第2条 本支部事務所は、室蘭市茶津町4番地 株式会社日本製鋼所室蘭製作所内に置く。

第3条 本支部の構成員は次の通りとする。

1. 北海道に在住する日本鑄造工学会会員
2. 賛助員 鑄物関係の事業又はこれに関係する会社及び工場等で維持資金を納入する者。維持資金1口の金額は総会において定める。

第3条 本支部の構成員は次の通りとする。

第4条 本支部は、本会本部、他の支部との連絡を緊密にし、会員の鑄物並びに鑄造工学に関する学術及び技術の進歩向上を図り、以って北海道鑄物工業の振興発展に寄与するを目的とする。

第5条 本支部の事業は、次の通りである。

1. 講演会、座談会、研究会等の開催
2. 見学・視察
3. その他、目的達成に必要な事業

第6条 本支部に次の役員を置く。

支部長 1名  
副支部長 2名程度  
支部理事 若干名  
支部評議員 40～60名  
会計監査員 2名

第7条 支部長は、支部理事の互選で定め、会長が委嘱する。副支部長は、支部理事から選定し、支部総会で選任する。支部理事は、支部代議員の互選で選定し、支部総会で選任する。支部代議員は、支部会員中より選挙する。会計監事は、支部代議員の互選で定める。

第8条 副支部長、理事、監事、代議員の任期は、当該通常総会から翌々年の通常総会の2年とする。ただし重任を妨げない。役員（理事、監事）中欠員を生じ

会務遂行上支障ありと認めるときは、支部代議員の中から補欠員を選挙し、総会で選任する。ただし、補欠員の任期は、前任者の残任期とする。

第9条 支部の事業を遂行するために、支部理事会、支部代議員会並びに支部総会を開催する。支部理事会及び支部代議員会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。支部総会は、毎年4月にこれを開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第10条 本支部に委員会を置くことができる。

第11条 支部長は、支部を代表し会務を統理する。副支部長は、支部長に事故あるとき、予め定めた順により支部長を代行する。

第12条 支部理事は会務を処理し、支部代議員は、支部総会において議決を要する以外の会務を評議決定する。

第13条 本支部に、顧問を置くことができる。顧問は、支部理事会の決議を経て支部長がこれを委嘱する。顧問は理事会等に出席し意見をのべることができる。ただし議決には加わらない。

第14条 支部年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 支部総会の議決事項並びに年度予算及び収支決算は、これを会長に報告する。

第16条 支部代議員会及び支部総会の決議はそれぞれ過半数の出席により、その過半数により決まる。

第17条 支部の経費は、寄附金並びに本部交付金及び維持資金を以って支弁する。

第18条 本規則の変更は、支部総会を開き過半数の代議員の出席により、出席会員の過半数の同意を得た上、本部理事会の承認を得なければならない。